

田原会計 NEWS

2024 年 3 月 12 日 (火)

〒400-0032

山梨県甲府市中央 5-5-19

田原会計事務所

TEL 055-225-3622 FAX 055-227-7714

Email tahara0423@tkcnf.or.jp

次期の改正

扶養控除、ひとり親控除、生命保険料控除

扶養控除の見直し

全ての子育て世代に実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図るため、児童手当が令和 6 年 10 月から新たに高校生年代にも支給されます(1 人月額 1 万円、3 人目から 1 人月額 3 万円)。児童手当の支給に伴い、16 歳～18 歳の所得税の扶養控除額は、所得税 25 万円、住民税 12 万円に縮減されます。

扶養控除の縮減に伴い、課税総所得金額や税額等の変化が社会保障制度や教育等の給付・負担水準に不利益を生じさせないよう、改正後の児童手当が通年で支給される令和 7 年度の影響を確認したうえで、令和 7 年度税制改正(令和 8 年分以降の所得税、令和 9 年分以降の住民税に反映)にて扶養控除の見直しについて結論が出されます。

児童手当	支給額(令和 6 年 10 月より)	
高校生年代	1 人年間 12 万円 (3 人目以降は年間 36 万円)	
扶養控除 (16～18 歳)	所得税	住民税
現行	380,000 円	330,000 円
改正案 (7 年度に結論)	250,000 円 令和 8 年より	120,000 円 令和 9 年より

ひとり親控除の引上げ

ひとり親の自立支援を進める観点から、所得税のひとり親控除の適用は、合計所得金額を 1,000 万円以下(現行 500 万円以下)に引き上げます。所得控除額は、所得税 38 万円(現行 35 万円)、住民税 33 万円(現行 30 万円)に引き上げます。

ひとり親控除については、扶養控除の改正にあわせ、令和 7 年度税制改正(令和 8 年分以降の所得税、令和 9 年分以降の住民税に反映)にて結論が出されます。

生命保険料控除の拡充

子育て世帯の生命保険料控除は、新生命保険料の一般枠について、23 歳未満の扶養親族を有する場合に、適用限度額を 6 万円(現行 4 万円)に拡充します。ただし、一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険の合計適用金額は、実際の適用控除額の平均が限度額を下回っていることから、現行の上限額 12 万円は変更されません。令和 7 年度税制改正にて結論が出されます。

私的年金、退職給付の見直しは検討継続

私的年金、退職給付課税については、給与・退職一時金・年金給付に対する税負担のバランスに配慮した中立的な税制のあり方を踏まえた検討が継続されます。



高校生にも児童手当が支給され、扶養控除額は縮減されます。